

令和５年第２回大玉村議会定例会会議録

第１日 令和５年３月２日（木曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

２番 渡 邊 啓 子	３番 菊 地 厚 徳	４番 本 多 保 夫
５番 松 本 昇	６番 佐 原 佐百合	７番 鈴 木 康 広
８番 武 田 悦 子	９番 佐 原 吉太郎	１０番 須 藤 軍 蔵
１１番 押 山 義 則	１２番 菊 地 利 勝	

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

１番 斎 藤 信 一

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 安 田 春 好	健康福祉課長 後 藤 隆
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第１５号から議案第４２号）

議案第１５号 大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第１６号 大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第１７号 大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について

議案第１８号 大玉村行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案第１９号 大玉村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第２０号 大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 1 号 大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 2 2 号 大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

議案第 2 3 号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 2 4 号 大玉村名誉村民の推戴について

議案第 2 5 号 大玉村堆肥センターにおける指定管理者の指定について

議案第 2 6 号 令和 4 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 2 7 号 令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 2 8 号 令和 4 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第 2 9 号 令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 3 0 号 令和 4 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 3 1 号 令和 4 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 3 2 号 令和 5 年度大玉村一般会計予算について

議案第 3 3 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計予算について

議案第 3 4 号 令和 5 年度大玉村玉井財産区特別会計予算について

議案第 3 5 号 令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 3 6 号 令和 5 年度大玉村土地取得特別会計予算について

議案第 3 7 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計予算について

議案第 3 8 号 令和 5 年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 3 9 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計予算について

議案第 4 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 4 1 号 区長代理の委嘱について

議案第 4 2 号 村道路線の認定について

施政方針並びに提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。３月定例会が招集されましたところ、出席ご苦勞さまでございます。ただいまの出席議員は、１番斎藤信一君より欠席届がありましたほか、１１名全員であります。定足数に達しておりますので、令和５年第２回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、産業課長、藤田良男君、農業委員会事務局長、神野藤浩和君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開議に先立ちまして、議会の運営に関する基準１５７及び１５８の規定により、議員並びに議会の表彰の報告並びに伝達を行います。

これより議員並びに議会の表彰の報告並びに伝達を行います。２月８日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、押山義則君が議員在職１５年以上の自治功勞により表彰されました。また、第３７回町村議会広報全国コンクールにおいて、大玉村議会が表紙デザイン賞銅賞を受賞しましたので、ここに報告いたします。

これより表彰の伝達を行います。

暫時休議いたします。

（午前１０時０１分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前１０時１０分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、６番佐原佐百合君、７番鈴木康広君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和５年第２回３月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る２月２７日午前８時３０分より、第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定をいたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案２８件で、その内容は、条例制定案件１件、条例改正案件８件、補正予算案件６件、当初予算案件８件、人事案件２件、その他３件、合わせて２８件であります。

以上のことから、会期につきましては、本日３月２日から１５日までの１４日間と決定いたしました。

また、会期日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日　２日　本会議　村長の行政報告、議案の一括上程、施政方針並びに提案理由の説明、請願・陳情の委員会付託、委員会（付託事件の審査）

３月　３日　休会（議案調査）

３月　４日　休会

３月　５日　休会

３月　６日　本会議　一般質問　６名

３月　７日　本会議　一般質問　１名、議案第１５号から議案第２３号までの議案審議

３月　８日　本会議　令和５年度予算議案に対する総括質疑及び令和５年度予算議案の委員会付託、委員会

３月　９日　委員会（付託事件の審査）

３月１０日　委員会（付託事件の審査）

３月１１日　休会

３月１２日　休会

３月１３日　大玉中学校卒業式のため午前中休会
午後　委員会（付託事件の審査）

３月１４日　午後　委員会（付託事件の審査）

３月１５日　本会議　議案第２４号から議案第４２号までの議案審議、委員会付託事件の委員長報告、審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、会期日程第７日、３月８日の総括質疑は、令和５年度予算議案についての質疑です。先例により、質問者は、原則、自ら所属する常任委員会の予算項目以外の質疑内容とし、予算書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申し合わせをしたとおりでありますので、ご協力をお願い申し上げます。以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝）　お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご

異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、定期監査の報告について、例月出納検査の報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、議員派遣結果報告について、説明員の報告についてであり、内容は配付しました報告書のとおりですので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第2回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第15号から議案第42号まで一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木裕也） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本日、第2回村議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和5年度の村政運営に関する私の所見の一端と重点事務事業についての基本的な施策方針を申し上げ、村民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

東京電力福島第一原子力発電所事故から、今月で12年が経過します。さらなる福島の復興に向けた風評対策の強化など、引き続き関係機関とともに国に対し強く要望してまいります。

まずは、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしている、新型コロナウイルス感染症対策や、ウクライナ情勢に端を発した燃油高騰及び物価高騰等に関しましては、国・県の動向を注視し、村が行うべき各種支援策について、引き続き必要な対策を検討してまいります。

また、令和３年度に策定された「第五次大玉村総合振興計画」に基づき、１０年、２０年後も自立する村づくりのための各種施策に引き続き取り組んでまいります。

令和４年度において執行された主な事業は、各種住宅取得支援補助制度などによる定住人口増加対策、持続可能な農業支援及び米のブランド化、健康長寿の村づくり、足の確保を図るためのデマンドタクシー等の運行、保育料の完全無償化の継続、小中学校給食費への補助、ＩＣＴ教育の推進などでありましたが、新年度も引き続き取り組んでまいります。

さらに、令和４年度に着手し、新年度においても重点的な取り組みとしている主な事業につきましては、まず、交通の利便性を高めるとともに、企業誘致や住宅誘導など、村活性化のための「スマートインターチェンジ」並びに高速道路バスストップの誘致について引き続き取り組んでまいります。

また、あわせて、産業振興センターの道の駅化の検討を進めてまいります。

次に、農業を取り巻く各種課題に対応した「農業振興公社」の取組強化を図り、基幹産業である農業と本村の重要な資源である景観を守り、後世に伝えてまいります。

次に、旧苗畑跡地を予定地とした、再生可能エネルギーを活用し、農福連携を目的とした農業生産施設の設置計画を推進するため、本年度策定の基本構想を基に、国・県などの関係機関と協議を行い、また、企業に協力をお願いするなど、財源の確保に努めてまいります。

次に、村の収益施設の指定管理者である「おおたま村づくり株式会社」への支援を強化し、直売所やたまちゃん食堂などの村内外の結節拠点としての機能強化を図ってまいります。

さらに、村民の交流機能を兼ね備えた「（仮称）子育て支援センター」の建設計画について、皆様方からいただいたご意見等を取り入れた基本構想を完成させ、令和５年度は、工事の手法や補助金などの財源について、国・県などの関係機関と協議を進めてまいります。

今後も、より多くの皆様方のご意見やご要望をお聞きし、「村民に日本一近い村政」を念頭に、村民が主役の「住んでよかったと思える村づくり」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

以上、申し上げました基本姿勢を踏まえ、新年度予算執行のため計画しました主な重点事務事業については、各部・課ごとに順次、担当課長より説明を申し上げます。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 総務部総務課関係について申し上げます。

職員の専門的知識の習得と能力の向上を図るため、「財団法人ふくしま自治研修センター」への研修派遣や、「こおりやま広域連携中枢都市圏」が主催する研修会・講習会に積極的に派遣してまいります。

本年度は、大玉村議会議員一般選挙及び福島県議会議員一般選挙が執行されますので、事務執行に万全を期すとともに、投票の棄権防止のための啓発活動に努めてまいります。

本村におきましては、各種事務事業に取り組む際に、必ず財源の確保に取り組むな

ど、引き続き厳しい状況ではありますが、第五次大玉村総合振興計画の実施計画に基づき、各種施策を積極的に推進するため、安定した各種行政サービスを行いながら、小さな自治体ならではのスケールメリットを生かすことで、最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に健全財政の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 続きまして、総務部政策推進課関係について申し上げます。

令和３年度を初年度とする向こう１０年間の「第五次大玉村総合振興計画」が策定されてから３年目となり、引き続き、「安心・安定の村づくり」のため、各種事業の着実な執行と「住みたくなる村づくり」、「住んでよかったと思えるような村づくり」のため施策の調査・研究等を積極的に進め、具体的施策を推進します。

また、併せて見直しをした「大玉村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取り組みを推進し、計画・実施・評価・改善による効果を検証し、その後につなげていくＰＤＣＡサイクルでのマネジメント手法を取り入れて、人口増加や東京一極集中是正等のため、引き続き推進してまいります。

定住人口増加対策につきましては、村の最重点事業と位置づけ、ＳＤＧｓの推進、子育て支援、健康長寿・保健・福祉・教育の充実、企業立地など産業振興も視野に入れ、各課との横の連携を図りながら諸施策に取り組んでまいります。

公共交通システムにつきましては、令和４年度より広域生活バス及び福祉バスをデマンドタクシーに集約統合、さらに、朝夕は新設の「大玉村通勤通学バス」を実証運行しており、今年度も引き続き実証運行を行ってまいります。

（仮称）大玉子育て支援センター建設事業につきましては、令和４年度に基本構想策定業務委託が完了しましたが、今年度は、財源の確保に向け、国・県等の補助制度を調査・研究し、申請に向けて基本構想を深化させるとともに、可能な限り早期の建設実現に向け努力してまいります。

農福連携推進事業「再エネアグリプロジェクト事業」につきましても、令和４年度に産官学金連携による基本構想の策定を完了しましたが、今年度は財源の確保に向け、国・県等の補助制度を調査・研究し、申請に向けて基本構想を深化させ、可能な限り早期着工に向け努力してまいります。

「こおりやま広域連携中枢都市圏」及び「ふくしま田園中枢都市圏」につきましては、中心市と協約締結市町村が協力し、広域連携の強みを生かし、引き続き様々な事業に積極的に取り組んでまいります。

さらに、平成１７年に斎藤良夫氏が名誉村民第１号となりましたが、２人目の名誉村民として、日本看護協会会長の福井トシ子氏を推戴すべく準備を進めてまいります。

村の情報発信につきましては、地域おこし協力隊等の活用により、村ホームページやＳＮＳを活用した情報発信強化に引き続き努めてまいります。

国内外交流につきましては、友好交流都市協定を締結しております、茨城県美浦村、茨城町と「人・もの・情報」の交流によるさらなる友好関係を築いてまいります。

「日本で最も美しい村」連合に関する事業については、村内の行政区や各種団体が自主的に行う美しい村づくりにつながる活動を顕彰し、表彰する制度を創設してまいります。また、昨年度、ふれあい広場にて初めて開催した県内５町村による合同物産展を、今年度も引き続き昭和村で開催すべく準備を進めてまいります。

また、国外につきましては、姉妹校を締結した桃園市立大竹国民中学と大玉中学校の交流を引き続き深めてまいりますとともに、ホームステイの受入れにも取り組んでまいります。

さらに、ペルー共和国マチュピチュ村との交流事業については、１月に行われた両村長のウェブ会談を踏まえ、マチュピチュ村長等訪問団を迎えるべく準備を進めてまいります。

次に、安達地方広域行政組合の重点事務事業について申し上げます。

本年度においても、行政改革推進基本計画及び実施計画に基づく組合事務事業の効率的運営、執行を図ることとしております。

衛生関係では、病院群輪番制の推進、斎場の適正な維持管理と運営を図るとともに、廃棄物の発生抑制と資源の循環的利用を推進すべく、構成市村と連携を図り、引き続き分別の徹底と情報発信に努めることとしております。

消防関係では、専門化・高度化した消防業務に対応するため、人材育成計画に基づき、資質の向上及び組織力のレベルアップを図ってまいります。また、一人暮らし高齢者世帯等の防火指導を積極的に行い、火災予防思想の推進を図ってまいりますとともに、住民に対する応急手当普及活動を積極的に展開し、さらなる救命率の向上を目指してまいります。

これらの事業を踏まえた予算は、一般会計が前年度比０．１５％増となる３４億１，６８７万４，０００円となりました。また、地域振興特別会計では、文化振興支援事業など３０５万６，０００円となったところであります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 総務部税務課関係について申し上げます。

村税の賦課事務につきましては、課税客体を的確に把握し、公平公正な課税に努めてまいります。

また、徴収事務については、引き続き大玉村税等徴収嘱託員を設置し、未納者の実情把握に努めながら、納税意識の醸成と自主納付を促すとともに、他の納税者との公平性の確保の点から、滞納者に対しては厳正な滞納処分を適時・適切に実施し、収納率の向上と自主財源の確保を図ります。

さらに、口座振替による納税の利便性を周知し、利用者の拡大を図るとともに、現金納付や遠隔地の納税者に対しては、コンビニでの納付やスマホ決済が利用できることを説明しながら、納期内の適正な納税を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好）　続きまして、住民福祉部住民生活課関係につきまして申し上げます。

交通対策につきましては、事故を未然に防止するための交通安全施設の整備を推進していくとともに、子どもやお年寄りなど交通弱者の被害をなくすための啓発活動を強化してまいります。

また、引き続き高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故の抑止に努めてまいります。

さらに、防犯団体等の育成と連携の強化を図るとともに、毎年各地で繰り返される自然災害に対し、自助・共助の基盤となる自主防災組織の組織化や、地域防災の要となる消防団の環境整備と組織力強化に努め、安全で安心して暮らせる村づくりを目指してまいります。

個人番号カード交付事業につきましては、順調に交付事務が進められており、総交付件数は4,800件に上り、村民の半数以上が取得しているという状況でございます。今後、様々な分野で個人番号カードの活用が期待されることから、引き続き円滑な事務処理と広報周知に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、円滑な事業運営と事業執行に努めるとともに、関係部署と連携し、高齢者の保健事業と介護予防事業などを一体的に実施し、きめ細かな個別支援等により高齢者の多様な心身の健康課題の解消に引き続き取り組んでまいります。

新たな制度運用が開始され6年目を迎える国民健康保険事業につきましては、福島県と村が一体となって順調に運営が図られております。将来的な目標とする保険料水準の統一化に向けて、今後もワーキンググループや市町村国保広域化連携会議などによる検討を重ねてまいりますとともに、引き続き、県と連携、調整を密にし、円滑で効率的かつ安定的な国保運営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤　隆）　続きまして、住民福祉部健康福祉課関係について申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症」については、国内で初めて感染が確認されてから3年を経過しましたが、今もなお村内に大きな影響を及ぼしております。引き続き、村内における感染予防対策の継続と感染予防対策としての「ワクチン接種事業」を重点施策と位置づけ、取り組んでまいります。

国の感染拡大防止対策として実施してまいりましたワクチン接種事業につきましては、今後の国の方針によりますが、引き続き、二本松市、本宮市と共に安達医師会の協力を得ながら、必要に応じて今後も接種体制の維持に努めてまいります。

子育て支援においては、「第2期大玉村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育む保育・幼児教育、さらには子どもたちの安全を確保する体制をさらに強化するため、「子育て世代包括支援センター」を中心

として、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援、育児不安の軽減や虐待予防に努め、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

さらに、国の「改正児童福祉法」に基づく、子育て支援の新たな拠点としての「子ども家庭センター」の設置へ向けて準備を進めてまいります。

また、大山地区に建設を計画している「村民交流施設」について、子育て支援センターの機能を併せ持った施設とするため、関係機関と連携を図りながら、活用方法等の検討を進めてまいります。

保育所、放課後児童クラブについては、委託先である社会福祉法人大玉村社会福祉協議会と連携を図りながら安定した運営に努めるとともに、保育を必要とする保護者の支援に努めてまいります。

障がい者福祉においては、昨年6月に制定いたしました「大玉村障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例」を基本として、「第3次障がい者基本計画」、「第6期大玉村障がい福祉計画」に基づき、障がいのある方が安心して自立した生活が送れるよう支援体制を構築し、さらに、「第2期大玉村障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある児童の発育・発達・教育を支援するため、各種障がい児福祉施策を引き続き進めてまいります。

高齢者福祉においては、「大玉村第9期高齢者福祉計画」・「大玉村第8期介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け、フレイル予防事業と併せて各種介護保険事業を推進してまいります。

健康長寿の推進については、引き続き「村の重点施策」と位置づけ、大玉村健康長寿推進村民会議を中心として、関係機関が連携し、事業を推進してまいります。

「健康ポイント事業」につきましては、ポイント対象事業を随時見直しつつ、健康長寿推進につながるインセンティブ事業として、村民が楽しみながら取り組める事業として定着するよう関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

また、元気づくりシステム（元気づくり会）については、住民が各集会所などを拠点に、週に2回程度、軽運動や筋力トレーニングなどに取り組み、地域の通いの場としての定着を目指して実施してまいりましたが、今年度も新たに参加する地区を増やしながら、健康長寿推進の取組として取り組んでまいります。

保健推進については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止と収束を最優先としつつ、「いきいきおおたま健康プラン21第2次大玉村健康増進計画」及び「第3次大玉村食育推進計画」、「第1次大玉村自殺対策計画」に基づき、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」、さらに「食育の推進」、「誰も追いつめられないことのない社会の実現」に向けて、重点事業の健康長寿推進事業と併せて展開を進めてまいります。

また、総合けんしんや施設検診、人間ドック、PETがん検診等の一部助成を引き続き実施し、がんの早期発見と村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 続きまして、産業建設部産業課関係について申し上げます。

農業関係につきましては、原発事故後における県内の農林水産物に対する風評被害がいまだに払拭されず、全国平均に比して安価な取引値が固定化している農畜産物があることから、引き続き、県による放射性物質抽出検査への協力や放射性物質の吸収抑制対策、簡易測定器による農産物の放射性物質測定など、安全・安心な農産物のPRと生産体制を推進し、風評払拭に努めてまいります。

水田農業構造改革対策につきましては、令和5年産主食用米の生産目安面積配分が示され、本村の生産目安面積については733ヘクタール、前年比2ヘクタールの減となりました。主食用米の需給バランスの安定を図るため、村独自の飼料用米に対する補助を行うなど、安定的な水田農業の経営について、引き続き農家の皆様のご理解とご協力をいただきながら、経営所得安定対策とともに推進してまいります。

大玉村産米のブランド化につきましては、福島大学食農学類と研究委託契約を継続するとともに、これまでの米や土壌の分析結果を施肥設計や生産管理等へ反映させるため、福島大学の助言を得ながら、ブランド化に向けた方針策定を進めてまいります。また、多角的な方面から、ブランド米の生産・販売方法等について協議・検討を進め、大玉村産米の全体的な底上げを図る取り組みとしてまいります。

農業振興公社につきましては、これからの本村の農業情勢等を予測・検討しながら、担い手の育成、家族農業への支援、新規就農者の受け入れ体制整備、農地の集約・集積、農作業の受委託などについては、これからの本村の農業をはじめとする農畜林業の事業の基幹であり、村と農業振興公社、関係機関が一体となって推進してまいります。

地域計画と名称が改められた人・農地プランにつきましては、地域ごとの実質化の推進を、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払から成る日本型直接支払制度とも併せ検討・推進していくことにより、農業の多面的機能の維持・発展のための地域活動や営農活動に対する支援とともに、農業振興公社とも連携・協力しながら、今後の農業情勢を考慮し、後継者・担い手育成、農地の集約・集積等に取り組んでまいります。

畜産関係につきましては、原発事故による風評被害や新型コロナウイルス感染症の影響から成る収入の減少に加え、昨年からの急激な飼料価格の高騰により、大変厳しい経営状況となっていることから、各種補助制度を継続するほか、情勢を注視しながら畜産農家の持続経営の支援に努めてまいります。

堆肥センターにつきましては、運営体制をより発展的で柔軟性のあるものとし、持続可能な地域農業の推進を図るため、令和5年度から指定管理制度による運営への移行を進めます。公社による管理運営により、受託可能な農作業の業務範囲と事業量の拡大を図られるなど、発展的運営を目指すものであります。

林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業による年度別計画に基づき、計画的な森林整備を行い、健全な森林管理と放射性物質の流出防止対策に努めてまいります。

す。また、松くい虫防除事業においては、村民の方からの情報や現地調査を基に、人・家屋・道路等に危害を及ぼす危険度の高い枯損木から伐倒駆除を実施し、被害拡大の防止とともに、住民生活の安全確保に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣被害防止柵補助による農作物被害の防止を図るとともに、狩猟免許取得補助やＩＣＴ機器を活用したわなの導入等により、イノシシを中心とした被害防止対策に努めてまいります。

商工業につきましては、商工会の健全な運営に協力していくとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい経営状況となっている村内事業所等に対する支援について、引き続き社会情勢を注視し、商工会や関係機関等と連携・協力し、必要な対策を講じてまいります。

また、公設民営の「あだたらの里直売所・お食事処たまちゃん・アットホームおおたま」につきましても、必要な経営支援を行うとともに、安全・安心な大玉村産農作物の提供と生産者の所得向上、観光資源としての魅力向上と住民の保養と健康増進の憩いの場を目指し、お客様の声を反映しながら健全な運営となるよう、おおたま村づくり株式会社・直売会等と協力し、取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、引き続き、寄附者から選ばれる魅力的な返礼品の開発と、寄附者に対する顧客満足度を高める手法について検討し、大玉村に対する新規支援者の開拓と、既存の支援者の確保の両側面について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 産業建設部建設課関係について申し上げます。

道路改良事業につきましては、村の振興・発展に必要な社会基盤としての重要路線を、国の交付金及び補助金等を活用しながら計画的に整備してまいります。

南町・石橋線については、昨年度に完了した南町地内から馬場地内までの約３３０メートル区間に続き、馬場地内から午房地内までの約１６５メートル区間の道路改良舗装工事を実施いたします。

的場・三合内線については、東三合目地内から三合目地内までの約４３０メートル区間の道路用地の購入を進め、西庵・六社山線については、的場地内から東三合目地内までの約３５０メートル区間の用地測量を実施いたします。

（仮称）午房内・馬場線については、南町・石橋線と交差する幹線道路として、午房地内から馬場地内までの約２００メートル区間の用地測量を実施いたします。

（仮称）大玉西部幹線横断道路については、西ノ内地内の道路改良工事を実施いたします。

細田・矢沢線（外）については、通学路の緊急対策として細田地内の用地測量を実施いたします。

道路維持事業につきましては、暮らしを支える生活道路の維持修繕に力を入れるとともに、交通安全対策についても関係機関のご意見を伺いながら推進を図り、安全な道路環境の形成に努めてまいります。

都市計画関連事業につきましては、（仮称）大玉スマートインターチェンジの整備促進に向けて、令和３年度より国・県・東日本高速道路株式会社・村をメンバーとする勉強会を行っており、今年度も引き続き検討を重ね、早期の国による「準備段階調査」対象箇所への選定を目指します。また、スマートインターチェンジの整備に当たっては、誘発交通を生むためのまちづくりの視点が大切であることから、あだたらの里直売所周辺における地域振興施設の計画検討を併せて進めてまいります。

さらに、高速道路バスストップの利活用を図るために、令和４年度より国・県・東日本高速道路株式会社・県バス協会・バス事業会社・二本松市・本宮市・村をメンバーとする勉強会をスタートさせており、今年度は、勉強会の継続とともに、高速道路バスストップの再整備を推進するために、大玉バスストップ利用促進協議会の設立を目指します。

住宅関連事業につきましては、空き家の利用促進と定住・移住の促進を図るため、空き家改修等支援事業を継続して実施いたします。また、安全で安心できる住生活環境を構築するため、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等撤去改善支援事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を引き続き進めてまいります。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅につきましては、村の公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な点検、修繕などを行い、適正な維持管理に努めてまいります。今年度は、国の交付金事業を活用し、西庵団地の２棟４戸について外壁改修工事を実施いたします。

農業農村整備事業につきましては、ため池の防災・減災に向けて、現在、荒池の堤体改修を県営土地改良事業として取り組んでおり、令和４年度からは改修工事がスタートしております。今年度も継続して工事を行い、令和６年度の完了を目指します。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 産業建設部環境保全課関係について申し上げます。

除染事業につきましては、敷地内への立入り不同意や取り出し作業困難により、継続保管となっている除染等における現場保管土壌について、地権者との協議を継続し、国・県とも情報共有を図り、適切な対応を進めてまいります。

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、住宅用太陽光発電設備設置補助及び住宅用蓄電池設置補助を継続し、再生可能エネルギーの利用促進に努めてまいります。

大規模太陽光発電施設に対しては、大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例の趣旨にのっとり、本村の豊かな自然環境及び美しい景観並びに村民の安全・安心な生活環境との調和が図られるよう、引き続き指導・助言に努めてまいります。

屋外広告物に対しましては、屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例の適用を受けるほか、大玉村ふるさと景観保護条例に基づく基本指針の屋外広告物設置に関する基

本方針を定めたところであり、事業者や設置者にその趣旨や必要性を理解いただき、協力を求めてまいります。

生活環境対策につきましては、河川水質検査を継続して実施し、環境対策に取り組んでいくとともに、大規模畜産農場に対する衛生面の環境改善について関係機関と情報を共有し、定期的に現地にて指導・助言を行ってまいります。

循環型社会形成とごみの減量化対策として、令和4年度から実施しております生ごみ処理機等購入費補助を継続実施し、さらに住民の方々への周知に努めてまいります。合併浄化槽設置補助事業につきましても、前年と同様に継続して実施してまいります。

2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）の実現に向けた村の姿勢として、2050年までに二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」に向けて、村民の方々への情報発信等による気運の醸成や関連事業を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、接続加入の推進を進めるとともに、大山第1・玉井第2・玉井第3浄化センターの3施設について適正な管理を行い、安定した事業運営に努めてまいります。また、南町・石橋線の道路改良に伴う沿線の宅地化に備え、農業集落排水管新設工事（延長109.2メートル）を実施いたします。また、農業集落排水事業法適用化移行手続業務について、令和6年度からの適用開始に向けて進めてまいります。

水道事業につきましては、安心・安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設等の適正な管理運営を継続してまいります。

施設整備については、南町・石橋線の道路改良に伴う配水管布設工事（延長164メートル）、天王下・小泉線配水管布設替測量設計業務委託（延長520メートル）を実施するほか、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、重要給水施設配水管事業第19回工事（延長312メートル、神原田地内）を実施し、耐震化を図り、さらなる安定供給につなげてまいります。昨年8月に被災いたしました第4水源導水管について、国の補助金活用により災害復旧工事（延長50.5メートル）を実施し、早期本復旧に努めてまいります。

また、水道の新たな水源につきましても、地元地区住民の方々と情報共有、協議を行いながら調査を進めてまいります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長が欠席のため、産業建設部長に説明を求めます。
産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 農業委員会関係についてご説明申し上げます。

農業委員会法等関係法令に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員の体制により、適切な農地転用許可の指導や助言などのほか、農地利用の集積、担い手の確保や新規就農相談業務に取り組むとともに、農地利用状況調査（農地パトロール）を基にした遊休農地解消対策などの農業・農地に関する幅広い活動を進めてまいります。

また、将来にわたり持続可能な農業経営の実現を図っていくため、担い手の確保や

農地の集約化などの集落や行政区での話し合いを通じた人・農地プランの実質化（地域計画）や新規就農希望者への支援などについて、農政担当部局や大玉村農業振興公社などの関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 教育部教育総務課関係について申し上げます。

「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」に基づき、「「夢を育てる教育」おおたまに学び、世界とつながる人間の育成～みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ、大玉の教育～」を基本目標に掲げ、「おおたま学園」幼・小・中一貫的教育による縦のつながりと「コミュニティ・スクール」による学校・家庭・地域の横のつながりを基盤に、「地域学校協働活動」との一体的な取り組みを強化しながら、大玉の教育を引き続き推進してまいります。

「おおたま学園」につきましては、各校・園の独自性を生かしつつ、子どもたちを中心に据え、幼・小・中のつながりを重視して編成した教育課程により、子どもたちや教職員の積極的な交流、校種を超えた学び合いを大切にしていく幼・小・中一貫的教育の充実を図り、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた資質・能力を育む教育を推進してまいります。また、幼稚園教育段階から、生き抜く力の基礎となる資質・能力の育成に向け、非認知能力を伸ばす教育を推進するため、幼児の主體的な活動を促す教育活動や小学校以降の教育につなぐ上で大切となる実効性のあるカリキュラムを充実し、一人一人の育ちを大切にした教育を推進してまいります。

個を伸ばし、確かな学力を育む教育活動の充実を図るため、おおたま学園オープンスクールの開催により授業の質的改善や指導力の向上を図るとともに、全国学力・学習状況調査及びふくしま学力調査の結果を分析し、授業改善の視点を明確にすることで、校内研修に生かすことができるよう支援します。また、タブレット端末等のＩＣＴ機器を積極的に活用した授業の実践による児童生徒の情報活用能力の育成と情報モラル教育の一層の充実に努めます。そのため、ＩＣＴ支援員の配置による学習支援や効果的な研修の実施などにより、教員の指導力向上に努めてまいります。

「コミュニティ・スクール推進事業」につきましては、「地域と共に歩む学校づくり」を一層推進するため、「地域学校協働本部」との連携を密にしながら、子どもたちの豊かで確かな学びを支える環境づくりに努めてまいります。また、保護者・地域住民の協働・参画を促すための情報発信及び活動内容の充実を図ります。さらに、コミュニティ・スクール委員による学校関係者評価を引き続き実施し、評価を生かした学校運営の充実・改善に努めてまいります。

安心して学べる教育環境づくりのために、小中学校へ非常勤講師またはスクール・サポート・スタッフを配置し、教員の子どもと向き合う時間の確保を図ります。あわせて、スクールソーシャルワーカー、ＩＣＴ支援員、特別支援教育支援員や部活動指導員の配置、統合型校務支援システムの効果的な活用の促進など、充実したサポートを継続しながら教職員の働き方改革を推進してまいります。

また、子育て支援策の一環として、小中学校の保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の補助を継続実施してまいります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 続きまして、教育部生涯学習課関係について申し上げます。

令和４年２月に新たに策定いたしました「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」に基づき、引き続き、「地域ぐるみの学びのむらづくり」、「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」、「ふるさと文化の振興」を推進してまいります。

「地域ぐるみの学びのむらづくり」におきましては、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な取り組みを強化し、地域住民や各種団体からの幅広い参画を得ながら、地域と学校が連携・協働した体制づくりと、より一層の連携・強化を推進してまいります。

さらに、「家庭教育支援事業」につきましては、家庭教育支援チームを軸として、親子参加型の事業の推進や保護者が気軽に相談できる話合いの場の提供、講演会の開催を実施してまいります。また、家庭教育を充実させるため、引き続き県が進めております「家庭教育応援企業」への村内企業の参画を推進し、家庭や地域だけでなく企業の家庭教育への理解を求めています。

「生涯学習推進事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業が停滞しておりましたが、村民のニーズに応じた生きがいつくりの学びの場を提供するため、実施方法等を工夫し、事業の展開を進めてまいります。

「地域ぐるみのスポーツのむらづくり」におきましては、「健康長寿の村づくり」を図るためにも、スポーツ推進委員会、体育協会、おおたまスポーツクラブなどの活動を核として、村民がスポーツに親しむ機会づくりを提供するとともに、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、中学校部活動の地域移行につきましても、他市町村の動向や国の方針なども踏まえ、中学校をはじめ、スポーツクラブや体育協会、スポーツ少年団などの関係団体や関係機関と連携・協力し、地域移行への基盤づくりに努めてまいります。

「ふるさと文化の振興」につきましては、ふるさとホールを中心とし、「おおたま学」の活用も図りながら、貴重な歴史文化の資料展示や郷土意識の醸成を図り、学習会の開催などにも取り組んでまいります。さらに、「おおたま遺産」の発掘調査を強化し、未指定の文化財の指定・登録を推進してまいります。また、村内の貴重な民俗芸能・風俗慣習、伝統技術等の継承活動を支援していくとともに、文化のつどいや文化祭の開催により、幅広い年齢層の村民が文化・芸術に触れる機会を提供してまいります。

ふるさとホール運営事業につきましては、引き続き村民の教養の向上と文化の振興を図るため、村の歴史や文化に係る企画展を開催するとともに、「野内与吉コーナー」につきまして広く周知してまいります。

以上、令和５年度村政執行基本方針の説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝）　ここで、休憩のため暫時休議いたします。

再開は午前１１時３０分といたします。

（午前１１時１２分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　再開いたします。

（午前１１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　引き続き、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一）　本定例会における提出議案は、条例制定案１件、条例改正案８件、補正予算案６件、当初予算案８件、人事案件２件、その他３件、合わせて２８件であります。

それでは、議案第１５号、大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明を申し上げます。

２ページをお開きください。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）が一部改正され、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体において、独自の条例等で定めていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが令和５年４月１日から適用されることとなりました。

これに伴い、現行の大玉村個人情報保護条例を廃止し、新たに法施行に必要な事項を規定した大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

第１条につきましては本条例の趣旨を、第２条では定義を定めるものであります。

第３条につきましては、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知について、第４条では個人情報を取り扱う事務の登録を、第５条では手数料等を、第６条では審査会への諮問を、第７条では委任について定めるものであります。

次に、議案第１６号、６ページをお開きください。

議案第１６号、大玉村情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正に伴い、新たに法施行に必要な事項を規定した大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することによる一部改正であり、実施機関に「玉井財産区」を追加するものであります。

次に、議案第１７号、８ページをお開きください。

大玉村情報公開等審査会条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正及び大玉村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴う一部改正であります。

次に、議案第１８号、１１ページをお開きください。

議案第１８号、大玉村行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例につい

て申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正に伴い、手数料の減免事項を定めた第４条第５項の読替規定に、「大玉村情報公開等審査会」を加えるための一部改正であります。

次に、議案第１９号、１３ページをお開きください。

大玉村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の一部改正により、適用となる法令等の改正が必要となったことによる一部改正であります。

次に、議案第２０号、１５ページをお開きください。

大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省第１５９号）が改正されることに伴い、本条例を改正するものであります。

第６条の２は、放課後児童健全育成事業所における「安全計画の策定等」について、第６条の３は、放課後児童健全育成事業所における「自動車を運行する場合の所在の確認」について、第１２条の２は、放課後児童健全育成事業所における「業務継続計画の策定等」について定めるものであります。

第１３条第２項は、放課後児童健全育成事業所における「衛生管理等」について、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化する内容を追加するものであります。

附則第１項では施行期日を、第２項では、第６条の２並びに第１２条の２の改正について、計画策定の義務化は令和６年３月３１日まで努力義務とする経過措置を規定するものであります。

次に、議案第２１号、１９ページをお開きください。

大玉村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

第４条並びに第１５条につきましては、法改正による引用条項の改正であります。

第２６条につきましては、法改正により懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものであります。

次に、議案第２２号、２２ページをお開きください。

大玉村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の一部改

正に伴い、本条例の一部改正を行うものであります。

第1条及び第2条第1項中の「第77条」を「第72条」に改めるものであります。
次に、議案第23号、24ページをお開きください。

大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、出産育児一時金の支給額を規定している健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）が改正されることから、本条例第5条に定める被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額を、現行の「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる改正を行うものであります。

なお、改正政令に準じ、施行期日を令和5年4月1日とするものであります。

次に、議案第24号、26ページをお開きください。

大玉村名誉村民の推戴について。

このたび大玉村名誉村民推戴者として提案させていただく福井トシ子氏は、本村出身の看護師、助産師及び保健師で、現在は公益社団法人日本看護協会会長を務められている方であります。

今までの功績としては、約30年にわたって医療業務に従事され、平成29年6月より公益社団法人日本看護協会会長に就任し、全国の看護職の役割拡大の推進と人材育成に尽力されております。

特にこの間、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、看護職員の処遇改善や負担軽減を図るための医療体制整備に大きく貢献されたところであります。

これら公共福祉の増進に寄与した多大なる功績をたたえ、名誉村民として推戴させていただきたく、大玉村名誉村民条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第25号、27ページをお開きください。

大玉村堆肥センターにおける指定管理者の指定について申し上げます。

本案につきましては、大玉村堆肥センターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は大玉村堆肥センターであり、指定管理者となる団体の名称は一般社団法人大玉村農業振興公社とし、指定の期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までとするものであります。

次に、議案第26号から議案第31号、令和4年度各会計補正予算並びに議案第32号から議案第39号、令和5年度各会計予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、補正予算書をお開きください。

それでは、議案第26号、令和4年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条では、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ5,476万5,000円を

減額し、予算の総額を５４億９，３１０万１，０００円とするものであります。

第２条では、４ページから５ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

第３条では、６ページに記載のとおり、年度末までに竣工の見込みがない６事業について繰越明許の手段を取るものであります。

次に、議案第２７号、７１ページをお開きください。

令和４年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

第１条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１，２２６万６，０００円を追加し、予算の総額を９億３，８４８万５，０００円とするものであります。

次に、議案第２８号、８１ページをお開きください。

議案第２８号、令和４年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、所要見込みによる歳出の調整を行い、予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案第２９号、８７ページをお開きください。

令和４年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水施設の維持管理に要する経費において所要見込みによる歳出の調整を行い、予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案第３０号、９３ページをお開きください。

議案第３０号、令和４年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

第１条では、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ１９万７，０００円を追加し、予算の総額を８，１７５万５，０００円とするものであります。

次に、議案第３１号、１０１ページをお開きください。

令和４年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第２条は、予算第３条に定めた収益的収入の営業収益に１３０万円を補正計上し、予定額の総額を１億７，１７５万５，０００円とし、収益的支出の営業費用に５１９万２，０００円を補正計上し、予定額の総額を１億５，９３０万４，０００円とするものであります。

補正予算第３条は、予算第４条に定めた資本的支出の建設費に２０９万４，０００円を補正計上し、予定額の総額を１億３，２９２万３，０００円とし、不足する財源は内部留保資金等で補填するものであります。

続きまして、議案第３２号について、予算書のほうをご覧いただきたいと思いますが、一般会計からの予算書。

議案第３２号、令和５年度大玉村一般会計予算について申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

第１条に定める予算総額は、前年度に比べ３．０％の増となる４４億４，４８０万７，０００円となったところであります。

第2条債務負担行為は、6ページに記載のとおり、期間、限度額について定めるものであります。

第3条地方債は、7ページに記載のとおり、地方道路等整備事業などに充当するため、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

8ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書であります。歳入について、款ごとに前年度との比較になっております。

10ページは、歳出について前年度との比較、予算額の財源内訳となっております。

次に、議案第33号、217ページをお開きください。

議案第33号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

この会計は、第1条に定める予算の総額は、対前年度比3.5%減の8億6,097万5,000円となったところであります。

次に、議案第34号、261ページをお開きください。

令和5年度大玉村玉井財産区特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比69.2%増となる733万5,000円となったところであります。

次に、議案第35号、275ページをお開きください。

令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比10.5%減の1億3,501万6,000円となったところであります。

第2条地方債は、278ページに記載のとおり、排水管布設工事などに充当するための、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

次に、議案第36号、301ページをお開きください。

令和5年度大玉村土地取得特別会計予算について申し上げます。

この会計は、土地開発基金による公共用地の先行取得と基金運用益の管理等を行うものであり、本年度予算の総額を5万2,000円と定めるものであります。

次に、議案第37号、313ページをお開きください。

令和5年度大玉村介護保険特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算総額は、対前年度比1.5%増の7億8,394万9,000円となったところであります。

次に、議案第38号、369ページをお開きください。

令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

第1条に定める予算の総額は、対前年度比0.2%減の7,925万2,000円となったところであります。

次に、議案第39号、387ページをお開きください。

令和5年度大玉村水道事業会計予算について申し上げます。

それでは、項目ごとにご説明を申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比22戸増の3,019戸、

年間総給水量は対前年度比2.2%増の86万2,920立米、1日平均給水量は2,364立米とし、主な建設改良事業は、水道本管布設替工事など9,658万1,000円と定め、事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比4.4%増の1億7,790万7,000円、収益的支出の予定額を対前年度比1.5%増の1億5,384万2,000円と定めるものであります。

収入は、主に営業に対する対価の料金収入で、営業収益は対前年度比4.1%増の1億5,126万2,000円となり、加入金等の営業外収益は、対前年度比6.0%増の2,664万5,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は対前年度比5.3%増の1億3,926万2,000円となり、企業債支払利息等に要する営業外費用は1,257万8,000円、特別損失は存目計上、予備費は200万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は7,174万3,000円であり、内訳として、国庫支出金1,574万1,000円、企業債5,600万円、工事負担金及び他会計繰入金については存目計上であります。

388ページをお開きください。

これに対する支出の総額は1億6,502万円であり、内訳として、国庫補助金を活用した重要給水施設配水管事業第19回工事及び第4水源導水管災害復旧工事などの建設費9,760万9,000円と企業債償還金6,514万円、予備費として227万1,000円の計上であります。この資本的収入額が支出額に対して不足する額9,327万7,000円は、前のページをご覧いただきたいと思います。第4条本文中の括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

また次のページにお戻りください。

第5条は企業債で、起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は棚卸資産について定めるものであります。

次に、議案第40号、議案書のほうをお開きください。

42ページをお開きください。

人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

人権擁護委員法第1条に定める基本的人権の擁護、自由人権思想の普及高揚を図るため、渡辺光太郎氏の再任について同法第6条第3項の規定により議会の意見を求め、法務大臣へ推薦するものであります。

渡辺光太郎氏につきましては、その人格、識見ともに優れており、人権擁護委員として適任と認められるものであります。

なお、人権擁護委員の任期は、同法第9条により3年となっております。

また、本村において、ほかに須藤綾子氏が同委員となっております。

次に、議案第４１号、４３ページをお開きください。

区長代理の委嘱について。

現職の区長及び区長代理は、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの任期で委嘱しており、本村行政事務の円滑な運営にご尽力をいただいております。

このたび、大玉８区区長代理の辞意表明により、玉井字上額沢１６番地、須藤五郎氏を新たな区長代理として委嘱するに当たり、大玉村区長等設置条例第２条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、同条例第３条第２項の規定により、前任者の残任期間である令和６年３月３１日までとなります。

次に、議案第４２号、４４ページ、４５ページですかね、４４、４５。

議案第４２号、村道路線の認定について申し上げます。

黒沢４号線については、建築の接道要件の適正を図るため、地元行政区長より村道認定願いがあったことから、道路法第８条第２項の規定に基づき路線を認定するものであります。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝）　ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後１時３０分といたします。

（午前１１時５４分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　再開いたします。

（午後１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝）　引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘）　命により、議案第２６号から議案第３１号、令和４年度各会計補正予算並びに議案第３２号から議案第３９号、令和５年度各会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、補正予算関係になりますので、補正予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

それでは、議案第２６号、令和４年度大玉村一般会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

２６ページをお開き願います。

款１議会費の議会の管理、運営に要する経費は、２６万６，０００円の減額計上であります。

款２総務費は、各事務事業経費の精査に基づき総額２，５６７万９，０００円の減額計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

28ページをお開き願います。

中段の財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、関東森林管理局との協議に基づき、調査箇所が大幅に減少したことによる横堀平地内用地測量業務委託料665万円の減額及び電気自動車購入経費を新型コロナウイルス感染症対策費に組み替えたことによる456万円の減額を含め、合わせて1,185万1,000円の減額計上であります。

30ページをお開き願います。

中段の基金費は、ふるさと応援基金積立金1,250万円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

中段の国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣事業が中止となったことにより、729万円を減額するものであります。

下段の新型コロナウイルス感染症対策費の事項①庁舎等感染防止対策に要する経費から36ページ下段の事項⑳プレミアム商品券に要する経費までは、支出見込額等の精査により各事業間の調整を行っております。

36ページ下段の事項㉑電気自動車購入に要する経費は、財産管理費からの組み替えを行い、460万円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

中段の款3民生費は、各事務事業経費の精査に基づき総額3,967万5,000円の減額計上であります。

主な事業として、事項⑥国保特別会計に要する経費は、負担すべき額の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金761万9,000円の補正計上であります。

44ページをお開き願います。

上段の児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、すこやか祝金1件分で30万円の補正計上であります。

46ページをお開き願います。

上段の款4衛生費は、総額1,920万4,000円の減額計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

48ページをお開き願います。

下段の款6農林水産業費は、総額472万1,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段の農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、51ページをお開きいただきまして、上段にございます24.積立金において、1団体からの農業振興費寄付金500万円を基金に積み立てるものであります。

下段の林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、森林環境譲与税基金積立金164万8,000円など、合わせて163万9,000円の補正計上であります。

52ページをお開き願います。

款7商工費は、総額1,950万4,000円の補正計上であります。

主な事業として、商工振興費の商工業の振興に要する経費では、地元消費の拡大と

地域経済の活性化を目的としたプレミアム商品券発行事業補助金 600 万円を補正計上し、新年度への繰り越しにより事業を継続するものであります。

54 ページをお開き願います。

上段の観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、利用客数の減少及び電気、ガス、その他原材料費等の高騰に対応したアットホーム指定管理業務委託料 1,300 万円の補正計上であります。

中段の款 8 土木費は、総額 2,080 万 3,000 円の補正計上であります。

下段の住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、村営住宅等管理基金への積立金 3,000 万円の補正計上であります。

56 ページをお開き願います。

中段の款 9 消防費は、33 万円の減額計上であります。

58 ページをお開き願います。

款 10 教育費は、総額 62 万 7,000 円の減額計上であり、各項いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

66 ページをお開き願います。

68 ページにかけましての款 11 災害復旧費は、事務事業の確定や所要見込みの精査等により 1,927 万 8,000 円の減額計上であります。

68 ページをお開き願います。

下段の款 14 予備費は、財源を調整し 401 万 2,000 円の補正計上であります。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10 ページをお開き願います。

款 1 村税は、収入見込額の増加等により、個人村民税で 114 万 8,000 円、法人村民税で 1,381 万 1,000 円、固定資産税で 4,094 万 7,000 円の補正計上であります。

軽自動車税は環境性能割と種別割で 157 万 5,000 円、たばこ税は 1,070 万円、入湯税は 63 万 2,000 円の補正計上であります。

12 ページをお開き願います。

款 2 地方譲与税の自動車重量譲与税は 162 万 9,000 円、森林環境譲与税は 164 万 8,000 円の補正計上であります。

款 3 利子割交付金は 16 万 2,000 円の減額、款 4 配当割交付金は 111 万 3,000 円、款 6 法人事業税交付金は 177 万 7,000 円、款 8 ゴルフ場利用税交付金は 447 万 6,000 円の補正計上であります。

款 11 地方交付税は、追加交付となる普通交付税交付金で 4,933 万 9,000 円、特別交付税交付金で 551 万 4,000 円の補正計上であります。

款 13 分担金及び負担金の災害復旧費分担金は、46 万 7,000 円の補正計上であります。

14 ページをお開き願います。

款 14 使用料及び手数料は、4 万 9,000 円の減額計上であります。

中段から16ページ中段にかけての款15国庫支出金は、各事業に対する収入見込みの精査により、総額4,463万1,000円の減額計上であります。

16ページをお開き願います。

下段から20ページ上段にかけての県支出金も、各事業に対する収入見込みの精査により、総額1,194万5,000円の減額計上であります。

款18寄付金は、1団体からの寄附金で3万円、ふるさと納税寄付金で1,000万円、農業費寄付金は1団体からの寄附金で500万円の補正計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金の取崩しを1億円減額するほか、ふるさと応援基金取崩しで644万2,000円、大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで10万1,000円、災害対策基金取崩しで1,647万9,000円、森林環境譲与税基金取崩しで9,000円、農業振興基金取崩しで120万円をそれぞれ減額計上するものであります。

22ページをお開き願います。

款21諸収入の延滞金は58万8,000円の増額、村預金利子は4万円の減額、受託事業収入は118万6,000円の減額、雑入は38万5,000円の補正計上であります。

款22村債は、民生債で600万円、土木債で490万円、消防債で50万円、災害復旧債で1,190万円をそれぞれ減額計上するものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第27号、令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。

款1総務費の連合会負担金は、国保事業報告システム運営負担金16万5,000円の補正計上であります。

款3国民健康保険事業納付金は、財源調整であります。

款5保健事業費は、2万円の補正計上であります。

78ページをお開き願います。

款8諸支出金の保険給付費等交付金償還金は、17万5,000円の補正計上であります。

款9予備費は、財源を調整し1,190万6,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

74ページをお開き願います。

款1国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、総額381万9,000円の補正計上であります。

款5繰入金の一般会計繰入金は、負担割合に基づき総額761万9,000円の補正計上であります。

款7諸収入の一般被保険者延滞金は、82万8,000円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。
次に、議案第28号、令和4年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について。
それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

84ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、研修中止に伴い関係経費43万6,000円の減額計上であります。

款3予備費は、財源を調整し43万6,000円の補正計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第29号、令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

90ページをお開き願います。

款1維持費の農業集落排水施設維持管理費は、所要見込みの精査を行い、項目間の組み替えを行っております。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第30号、令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について。
それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

98ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料軽減相当分の負担額確定に伴い、広域連合への納付金133万1,000円の補正計上であります。

款3保健事業費は、113万4,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

96ページをお開き願います。

款4繰入金の一般会計繰入金は113万4,000円の減額、保険基盤安定繰入金は133万1,000円の補正計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第31号、令和4年度大玉村水道事業会計補正予算について。

102ページをお開き願います。

102ページにつきましては、予算実施計画であります。ご覧をいただければと思います。

104ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的収入の項1営業収益は、消火栓移設等工事補償費130万円の補正計上であります。

収益的支出の項1営業費用は、原水及び浄水費で19万4,000円、配水及び給水費で280万円、総係費で115万8,000円、資産減耗費で104万円の補正計上であります。

下段の資本的支出の項1建設費は、重要給水配水管事業第18回工事費209万

4, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げました。

続きまして、当初予算のご説明になりますので、この桜色の予算書のほうをご覧くださいただければと思います。

次に、議案第32号、令和5年度大玉村一般会計予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出から款ごとにご説明申し上げます。

42ページをお開き願います。

款1議会費は、議会の管理、運営に要する経費として、対前年度比1.5%増の6,918万円の計上であります。

44ページをお開き願います。

款2総務費は、対前年度比6.1%増の6億9,034万1,000円の計上であります。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は、2億4,050万6,000円の計上であります。

以下、重点事務事業及び新規事業など、主な事業等について申し上げます。

54ページをお開き願います。

下段から56ページにかけての企画費の事項①企画事務に要する経費では、名誉村民顕彰事業経費や（仮称）子育て支援センター設計監修業務委託料354万2,000円など、合わせて927万5,000円の計上であります。

58ページをお開き願います。

中段の事項⑤定住促進対策に要する経費では、県外からの移住や子育て世帯の移住を促進するための、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金1,000万円や、多世代同居・近居住宅取得支援事業補助金400万円など、合わせて1,650万円の計上であります。

下段から60ページにかけての事項⑥地方創生の推進に要する経費は、結婚支援事業としての婚活イベントセミナー業務委託料321万2,000円など、合わせて603万8,000円の計上であります。

事項⑦再エネアグリプロジェクト事業に要する経費は、農福連携推進事業計画立案支援業務委託料600万円など、合わせて640万5,000円の計上であります。

66ページをお開き願います。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、マチュピチュ村長等来村に係る交流事業経費など、合わせて699万6,000円の計上であります。

事項②台湾交流事業に要する経費は、大竹国民中学の来村受入れに要する経費及び本年度の対象生徒を台湾に派遣するための経費として、合わせて763万7,000円の計上であります。

72ページをお開き願います。

選挙費では、下段から74ページにかけての大玉村議会議員一般選挙費で

1, 643万7, 000円、福島県議会議員一般選挙費で632万1, 000円の計上であります。

78ページをお開き願います。

下段の款3民生費は、対前年度比0.9%増の11億2, 068万9, 000円の計上であります。

社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は、3, 402万円の計上であります。

以下、主な事業等について申し上げます。

80ページをお開き願います。

中段の事項③社会福祉協議会に要する経費は、指定管理業務委託料5, 502万1, 000円、社会福祉協議会運営補助金2, 278万9, 000円の計上であります。

下段から82ページにかけての事項⑥国保特別会計に要する経費は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計繰出金7, 793万6, 000円の計上であります。

84ページをお開き願います。

障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、各給付費を含め2億862万6, 000円の計上であります。

中段から86ページにかけての老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険特別会計繰出金1億1, 740万円を含め、合わせて1億3, 149万6, 000円の計上であります。

88ページをお開き願います。

中段の事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、9, 856万1, 000円の計上であります。

92ページをお開き願います。

中段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育所の運営主体である村社会福祉協議会に交付する子どものための教育・保育給付費補助金1億7, 000万円など、合わせて1億7, 881万1, 000円の計上であります。

96ページをお開き願います。

中段の款4衛生費は、対前年度比11.8%増の3億6, 096万2, 000円の計上であります。

100ページをお開き願います。

主な事業として、下段から102ページにかけての保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、健康長寿の3本柱である「食」、「運動」、「社会参加」を推進するための経費114万8, 000円の計上であります。

106ページをお開き願います。

予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、全額国庫負担となる4, 473万3, 000円を計上し、ワクチン接種業務に取り組むものでありま

す。

110ページをお開き願います。

環境衛生費の事項⑤再生可能エネルギー利用促進に要する経費は、発電電力買取り制度の終了を迎える太陽光発電設備設置住宅を対象とした蓄電池導入補助金を含め、375万円の計上であります。

112ページをお開き願います。

中段の款5労働費は、前年度と同額の20万円の計上であります。

款6農林水産業費は、対前年度比17.5%増の5億2,045万1,000円の計上であります。

114ページをお開き願います。

主な事業として、下段から116ページにかけての農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、大玉産米のブランド化構想策定業務委託料300万円や、農業機械等共同利用への購入補助1,229万2,000円、農耕用運転免許取得補助などの各種支援策のほか、飼料用米等を対象とした新規需要米推進対策事業補助金225万円を含め、合わせて3,551万円の計上であります。

118ページをお開き願います。

下段の事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費では、指定管理業務委託料540万円など、合わせて590万円の計上であります。

122ページをお開き願います。

下段の畜産業費の事項②堆肥センター運営に要する経費では、施設の管理者を農業振興公社とするための指定管理業務委託料350万円など、合わせて387万2,000円の計上であります。

下段から124ページにかけての農地費の事項①農業農村整備に要する経費では、荒池地区を対象とした県営農村地域防災減災事業負担金1,265万円など、合わせて1,578万5,000円の計上であります。

126ページをお開き願います。

下段から128ページにかけての林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、ふくしま森林再生事業委託料1億3,615万円や、広葉樹林再生事業委託料4,640万円など、合わせて1億9,111万円の計上であります。

128ページ下段から130ページにかけての事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、鳥獣被害防止柵設置事業補助金260万円など、引き続きイノシシ被害対策に取り組むための経費、合わせて517万円の計上であります。

130ページをご覧くださいまして、款7商工費は、対前年度比18.2%増の1億19万5,000円の計上であります。

主な事業として、中段の商工振興費の商工業の振興に要する経費は、基金を活用した新型コロナウイルス対策特別資金制度等利子補給補助金340万円や、商工会運営費補助金979万5,000円など、合わせて2,782万3,000円の計上であります。

134ページをお開き願います。

中段の観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、指定管理業務委託料2,000万円など、合わせて2,095万3,000円の計上であります。

款8土木費は、対前年度比22.3%減の2億6,380万8,000円の計上であります。

138ページをお開き願います。

主な事業として、中段の道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、9,477万円を計上し、細田・矢沢線（外）の用地測量や、西部幹線横断道路及び南町・石橋線の道路改良等に取り組むものであります。

140ページをお開き願います。

下段の都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、引き続きスマートインターチェンジの立地に向けた検討業務委託料600万円など、合わせて713万9,000円の計上であります。

142ページをお開き願います。

中段の住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、村営住宅等管理基金積立金1,000万円など、合わせて1,147万8,000円の計上であります。

144ページにかけての事項②特定公共賃貸住宅の管理に要する経費は、交付金の活用による西庵団地外壁改修工事費1,320万円など、合わせて1,707万1,000円の計上であります。

144ページ下段にございます款9消防費は、対前年度比5.5%増の2億3,940万5,000円の計上であります。

常備消防費の常備消防に要する経費は、安達地方広域行政組合消防費負担金1億9,195万3,000円の計上であります。

146ページをお開き願います。

中段から148ページにかけての消防施設費の消防施設の整備に要する経費は、5分団1方部の小型動力ポンプ付積載車1台の更新経費1,000万円や、自主防災組織活動支援事業補助金10万円など、合わせて1,858万5,000円の計上であります。

148ページ中段にございます款10教育費は、対前年度比7.6%増の5億9,954万2,000円の計上であります。

150ページをお開き願います。

主な事業として、事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、学校給食費に係る保護者負担の軽減を図るための学校給食費補助金2,801万2,000円など、合わせて4,761万円の計上であります。

154ページをお開き願います。

中段の事項⑦特別支援教育支援員配置に要する経費は、各学校、幼稚園を対象に合計9名の支援員を配置するための経費1,482万7,000円の計上であります。

156 ページをお開き願います。

下段から158 ページにかけての事項⑫学校 I C T 推進に要する経費は、小中学校に導入を進めた学習用タブレット端末の利活用を図るための I C T 支援担当指導主事の配置経費を含め、合わせて1, 640万2, 000円の計上であります。

このページの中段から164 ページ下段にかけましては、玉井・大山両小学校に係る学校管理費と教育振興費、合わせて3, 803万1, 000円の計上であります。

164 ページをお開き願います。

このページの下段から168 ページ下段にかけての中学校費は、総額2, 196万3, 000円の計上でございます。

168 ページをお開き願います。

このページの下段から174 ページ中段にかけての幼稚園費は、玉井・大山両幼稚園における管理運営経費等、総額1億6, 792万2, 000円の計上でございます。

178 ページをお開き願います。

中段の社会教育総務費の事項⑤地域学校協働活動事業に要する経費は、695万8, 000円を計上し、地域と学校の連携・協働による豊かな学びを支える環境づくりに取り組むものであります。

184 ページをお開き願います。

このページの下段から186 ページ中段にかけての保健体育総務費の事項①社会体育振興に要する経費は、187 ページのほうをご覧くださいますと、健康マラソン大会やおおたまウォークなどの開催経費を含め、合わせて654万2, 000円の計上であります。

190 ページをお開き願います。

体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、合わせて1, 983万6, 000円の計上であります。

給食センター費の給食センター共同事業に要する経費は、設備改修負担金1, 805万4, 000円など、共同事業に係る負担金7, 668万1, 000円の計上であります。

下段の款11 災害復旧費は、総額284万円の計上であります。

192 ページをお開き願います。

中段の土木施設災害復旧費の土木施設災害復旧に要する経費では、大作田1号線地すべり対策安定評価業務委託料275万円を計上しております。

下段の款12 公債費は、元金と利子償還を合わせ、対前年度比8. 1%減に当たる4億2, 353万1, 000円の計上であります。

194 ページをお開き願います。

款13 諸支出金は存目2万円、款14 予備費は、調整財源として5, 364万3, 000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12 ページをお開き願います。

款１村税は、対前年度比１．３％増の９億３，２６７万９，０００円の計上であります。

個人村民税は、７．０％減の３億２，３３５万８，０００円、法人村民税は、１１．８％増の３，１０８万９，０００円の計上であります。

固定資産税は、対前年度比７．５％増の４億５，０３１万９，０００円、軽自動車税は、環境性能割と種別割の総額で５．８％増の３，９８１万２，０００円、たばこ税は、０．３％減の７，３０９万４，０００円を計上したものであります。

１４ページをお開き願います。

入湯税は、課税人員を７万１０６人と見込み、１，０５１万５，０００円の計上であります。

款２地方譲与税は、対前年度比７．８％増の６，６５８万１，０００円、款３利子割交付金は３０万円、款４配当割交付金は３００万円、款５株式等譲渡所得割交付金は１００万円の計上であります。

１６ページをお開き願います。

款６法人事業税交付金は９３７万４，０００円、款７地方消費税交付金は、一般財源枠と社会保障財源枠における前年度実績を考慮し１億９，２１４万４，０００円の計上であります。

款８ゴルフ場利用税交付金も、前年度実績を考慮し１，３２７万６，０００円、款９環境性能割交付金は、４００万円の計上であります。

款１０地方特例交付金は、住宅ローン減税等に係る減収補填分で１，５６４万９，０００円の計上であります。

款１１地方交付税は、対前年度比２．２％増の１６億２６２万１，０００円の計上であります。

普通交付税は、対前年度比１．５％増に当たる１５億２，７４２万１，０００円の計上であり、これは前年度実績等を勘案して積算計上したものであります。

また、特別交付税交付金は５，０００万円、ふくしま森林再生事業に充当となる震災復興特別交付税交付金は２，５２０万円の計上であります。

款１２交通安全対策特別交付金は、対前年度比１２．４％減の１４９万円の計上であります。

１８ページをお開き願います。

款１３分担金及び負担金は２２０万９，０００円、２０ページにかけての款１４使用料及び手数料は３，４０８万１，０００円の計上であります。

２０ページをお開き願います。

下段から２６ページにかけての款１５国庫支出金は、対前年度比０．３％増の４億８，５３３万９，０００円の計上であります。

２２ページをお開き願います。

上段の民生費国庫負担金の児童福祉費負担金は、保育所の運営を村社会福祉協議会に移管した「公私連携型保育所」を対象とした国庫負担金６，８１８万５，０００円

を含め、1億8,806万1,000円の計上であります。

衛生費国庫負担金は、国庫負担10分の10で実施する新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費1,821万6,000円の計上であります。

24ページをお開き願います。

衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,651万7,000円を含め、合わせて3,555万5,000円の計上であります。

土木費国庫補助金は、南町・石橋線道路改良事業を対象とした社会資本整備総合交付金1,225万円を含め、合わせて3,203万1,000円の計上であります。

26ページをお開き願います。

款16県支出金は、対前年度比15.0%増の5億2,984万4,000円の計上であります。

民生費県負担金の児童福祉費負担金は、国庫負担金と同様に、保育所の運営を村社会福祉協議会に移管した「公私連携型保育所」を対象とした県負担金3,409万2,000円を含め、6,246万2,000円の計上であります。

30ページをお開き願います。

上段の農林水産業費県補助金の林業費補助金は、ふくしま森林再生事業費1億1,110万円など、合わせて1億6,176万5,000円の計上であります。

下段の総務費委託金の選挙費委託金は、福島県議会議員一般選挙の執行経費交付金など、合わせて632万2,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。

中段の款17財産収入は、対前年度比0.2%増の1,212万8,000円の計上であります。

34ページをお開き願います。

中段の款18寄付金は、ふるさと納税寄付金の増収を見込み、対前年度比60.0%増の4,000万1,000円の計上であります。

款19繰入金は、対前年度比4.3%増の2億4,826万円の計上であります。

下段の基金繰入金では、財政調整基金取崩しで2億円、減債基金取崩しで3,000万円、放射能測定装置点検校正費に充当となる復興基金取崩しで19万8,000円、中学生を台湾に派遣する「友好の翼」やマチュピチュ村交流事業等に充当となるふるさと応援基金取崩しで1,306万円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで340万円、36ページをご覧いただきまして、上段にございます農業振興基金取崩しで160万円と、それぞれの事務事業に充当するための計上であります。

款20繰越金は、前年度と同額の8,000万円の計上であります。

款21諸収入は、対前年度比20.4%減の3,453万1,000円の計上であります。

40ページをお開き願います。

中段の款２村債は、対前年度比２０．５％減の１億３，６３０万円の計上であります。

なお、下段の臨時財政対策債は、地方の財源不足を普通交付税と併せて補うためにその発行が認められる一般財源的な起債であります。現時点においては、大幅に引き下げる国の方針を受け、対前年度比５４．２％減の２，２９０万円を計上したところであります。

１９６ページ、飛びますが、お開き願います。

このページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

１９７ページ右下の額、３６億２，１０９万７，０００円が令和５年度末の現在高見込額であります。

その上の数字、１６億１，３７１万４，０００円は、地方交付税に代わって自治体が起債を発行する「臨時財政対策債」の令和５年度末現在高見込額であります。起債の現在高総額の４４．６％を占めるものであります。

ページめくっていただきまして、１９８ページは、債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書であり、本宮方部学校給食センター設備改修事業３件となっております。

２００ページからは給与費の明細について、２１４ページは性質別・目的別の歳出予算分類表を掲載しております。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第３３号、令和５年度大玉村国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

２３２ページをお開き願います。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

款１総務費は、対前年度比８．１％増の２，１７２万７，０００円の計上であります。

主に、事務従事者の人件費や電算処理業務委託料等、一般管理経費の計上であります。

２３４ページをお開き願います。

下段の款２保険給付費は、対前年度比２．４％減の６億２１２万７，０００円の計上であります。

医療費の減少が見込まれるため、一般被保険者療養給付費は５億１，６１６万４，０００円の計上であります。

以下、各目ごとに所要の予算計上をしたものであります。

２３６ページをご覧くださいまして、このページの下段からは、高額療養費に係る計上をしております。

２３８ページをお開きいただきまして、このページ中段から２４０ページにかけては、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金の計上をしております。

２４０ページをお開き願います。

下段の款3 国民健康保険事業費納付金は、対前年度比7.7%減の2億1,631万3,000円の計上であります。

242ページ中段にかけましては、対象となる医療給付費分や後期高齢者支援金等分、介護納付金分について、福島県から示された算定基準に基づき算出し、福島県に納付するものであります。

242ページをご覧くださいまして、下段からの款4 財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

一番下の行にあります款5 保健事業費は、対前年度比0.3%増の1,763万2,000円の計上であり、引き続き、特定健康診査等の事業を実施するための経費や、国保被保険者の人間ドック事業などに要する経費の計上であります。

244ページをご覧くださいまして、下段の款6 基金積立金は1万円の計上であります。

246ページをお開き願います。

款7 公債費は、存目計上であります。

中段から248ページにかけての款8 諸支出金は、保険税還付金等116万3,000円の計上であります。

248ページの下段にございます款9 予備費は、調整財源として200万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

224ページをお開き願います。

款1 国民健康保険税は、対前年度比8.2%減の1億5,938万8,000円の計上であります。

国保税につきましては、現時点において、県支出金等の動向、歳出における各種納付金等の額が未確定であるため、前年度剰余金等も含め、6月の本算定において精査していくこととしております。

款2 国庫支出金は、災害臨時特例補助金の存目計上であります。

下段から226ページにかけての款3 県支出金は、広域化に伴う一括交付により、対前年度比2.7%減の6億663万8,000円の計上であり、療養給付費等に充当となる普通交付金で5億9,273万円、傷病手当金や特定健康診査等事業費に充当となる特別交付金で1,390万7,000円の計上であります。

226ページ中段にございます款4 財産収入は、預金利子で1万円の計上であります。

228ページ中段にかけての款5 繰入金は、対前年度比0.3%増の9,486万4,000円であり、228ページ中段の国民健康保険財政調整基金繰入金では、1,000万円の基金取崩しを計上したところであります。

款6 繰越金は、存目計上であります。

下段から230ページにかけての款7 諸収入は7万2,000円の計上であり、款8 村債は存目計上であります。

250ページからは、給与費明細書であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第34号、令和5年度大玉村玉井財産区特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

270ページをお開き願います。

款1総務費は、管理会委員、補助員の人件費や管理会委員等改選に伴う経費として、対前年度比88.9%増の255万8,000円の計上であります。

款2農林水産業費は、対前年度比75.8%増の463万9,000円の計上であります。

引き続き、小高倉山地内や東光地内等における下刈りや枝打ち等の作業に要する経費等や、小高倉山地内に係る植林等業務委託料の計上であります。

272ページをご覧くださいまして、款3予備費は、13万8,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

268ページをお開き願います。

款1財産収入は、前年度と同額の333万3,000円の計上であり、主に北上台のゴルフ場用地に係る土地貸付料等を見込んでおります。

款2繰越金は、200万円の計上であります。

款3繰入金は、植林等業務委託料に充当となる基金取崩しで200万円の計上であります。

款4諸収入は、存目計上であります。

以上、玉井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第35号、令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

286ページをお開き願います。

款1維持費は、職員給与費や処理施設に係る維持管理等に要する経費として、対前年度比13.6%減の6,509万6,000円の計上であり、南町・石橋線（外）の道路改良工事に併せて実施する排水管布設工事費630万円や、大山第1浄化センター排気ファン更新工事費650万円を計上しております。

288ページをお開き願います。

款2公債費は、長期債の元利償還金として、対前年度比7.6%減の6,942万円の計上であります。

款3予備費は、50万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

284ページをお開き願います。

款1使用料及び手数料は、対前年度比3.0%増の6,444万4,000円の計上であり、新規加入を含む加入見込数842件に係る施設使用料を見込んでおります。

款2繰入金の一般会計繰入金は、公債費償還充当財源として対前年度比1.2%増

の5, 266万8, 000円の計上であります。

款3繰越金、款4諸収入は、それぞれ存目計上であります。

款5村債は、排水管布設工事に充当となる下水道事業債1, 790万円の計上であります。

290ページをご覧くださいますと、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

292ページからは、給与費の明細書であります。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第36号、令和5年度大玉村土地取得特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

310ページをお開き願います。

款1土地開発基金費は、預金利子を基金に積み立てるもので、2, 000円の計上であります。

款2土地取得費は、存目4万円の計上であります。

款3予備費は、1万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

308ページをお開き願います。

款1財産収入は、基金利子2, 000円の計上であります。

款2繰入金は、5万円の計上であります。

以上、大玉村土地取得特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第37号、令和5年度大玉村介護保険特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

334ページをお開き願います。

款1総務費は、対前年度比2. 8%減の1, 958万6, 000円の計上であり、職員給与費や介護認定審査経費等を計上しております。

338ページをお開き願います。

款2保険給付費は、対前年度比1. 8%増の7億2, 300万円の計上であります。

介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、要介護認定者が利用できる各種サービスを計上しております。

340ページをお開き願います。

介護予防サービス等諸費では、要支援認定者が利用できる各種予防サービスを計上しております。

342ページをお開き願います。

中段の高額介護サービス等費では、基準額を超えた自己負担額に対する給付費の計上であり、下段の高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護の合算制度による給付費の計上であります。

344ページをお開き願います。

中段の特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所に係る食費や居住費の給付であります。

３４６ページをお開き願います。

款３財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

中段の款４地域支援事業費は、対前年度比１．４％減の４，０２９万９，０００円の計上であります。

要支援者等に対する訪問介護や通所介護サービス提供に要する経費や、高齢者の介護予防を推進するための経費の計上であります。

３５０ページをお開き願います。

中段の款５基金積立金は、利子積立金１万円の計上であり、款６公債費は存目計上であります。

下段から３５２ページにかけての款７諸支出金は、保険料の還付金等５万２，０００円、３５２ページの下段にございます款８予備費は、調整財源として１００万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

３２０ページをお開き願います。

款１介護保険料は、第１号被保険者介護保険料で、対前年度比０．２％減の１億７，１８５万７，０００円の計上であります。

款２使用料及び手数料は、存目計上であります。

款３国庫支出金は、対前年度比１．０％増の１億７，６１３万２，０００円の計上であり、介護給付費負担金で１億２，６３５万１，０００円、下段の財政調整交付金で３，６１５万１，０００円を計上しております。

３２４ページをお開き願います。

款４支払基金交付金は、対前年度比２．２％増の２億１０５万８，０００円の計上であり、第２号被保険者に係る保険料で、保険給付費等の２７％相当が交付されます。

下段から３２６ページにかけての款５県支出金は、対前年度比３．５％増の１億１，５４３万９，０００円の計上であり、国庫支出金と同様に、基準額に対して一定割合で交付されるものであります。

３２６ページ下段の款６財産収入は、基金利子収入１万円の計上であります。

３２８ページをお開き願います。

款７繰入金は、対前年度比２．１％増の１億１，９４４万５，０００円の計上であり、上段の介護給付費繰入金は９，０３７万６，０００円の計上であります。

３３０ページをお開き願います。

中段の款８繰越金及び款９諸収入は、それぞれ存目計上であります。

３５４ページからは、給与費の明細書であります。

以上、大玉村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第３８号、令和５年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

３８０ページをお開き願います。

款１総務費は、対前年度比３．４％増の１７３万８，０００円を計上し、一般管理や保険料徴収事務を行うものであります。

下段の款２後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比０．３％減の７，１５０万１，０００円の計上であります。

３８２ページをお開き願います。

款３保健事業費は、前年度と同額の５５８万１，０００円の計上であり、広域連合から受託して高齢者健診事業を実施するものであります。

款４諸支出金は、４３万１，０００円の計上であります。

３８４ページをお開き願います。

款５予備費は、存目計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

３７６ページをお開き願います。

款１後期高齢者医療保険料は、対前年度比４．０％減の５，３３０万１，０００円の計上であります。

款２使用料及び手数料と款３寄付金は、いずれも存目計上であります。

款４繰入金は、事務費や健診事業への一般会計繰入金と保険料軽減相当額の繰入金で、対前年度比９．３％増の２，２９４万５，０００円の計上であります。

款５繰越金は、存目計上であります。

下段から３７８ページにかけての款６諸収入は、対前年度比３．８％増の３００万３，０００円の計上であり、主に健診事業に係る受託収入や保険料還付金等を見込んでおります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第３９号、令和５年度大玉村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

３８９ページをお開き願います。

水道予算を款項目別にした実施計画であります。

収益的収入は水道事業収益で１億７，７９０万７，０００円、収益的支出は水道事業費用で１億５，３８４万２，０００円であります。

３９０ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の実施計画であります。

収入は、国庫支出金１，５７４万１，０００円、工事負担金及び他会計繰入金は存目計上、企業債５，６００万円であります。

支出は、拡張整備費で８，７２８万１，０００円、量水器購入の固定資産購入費で１０２万８，０００円、災害復旧費で９３０万円、企業債償還金で６，５１４万円、予備費は２２７万１，０００円であります。

３９１ページをご覧くださいと思います。

水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には、現金・預金の残

高等を明示しております。

392 ページから 396 ページまでは、職員の給与費明細を記載しております。

397 ページをお開き願います。

令和4年度決算見込みによる損益計算書であります。年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、下から3段目の当年度純利益は1,204万4,672円を見込んでおります。

398 ページをお開き願います。

令和4年度の予定貸借対照表で、下段の年度末資産合計は20億4,328万808円であります。

400 ページをお開き願います。

保有する資産、負債の内容を示した令和5年度の予定貸借対照表であり、下段の令和5年度末資産合計は20億4,381万1,887円であります。

402 ページからは、参考資料として付した令和5年度の水道事業会計予算明細書であります。

以上のとおり、令和5年度各会計に係る予算について、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

12月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました写しのとおり、陳情第1号であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付しております付託表のとおり、陳情第1号を産業厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時41分）